

解 説

重要なご案内

◎本項では、法令等を編集して収録している。従って、最終的には法令等の原文を確認する必要がある。

《目次》

1	審査事務規程の改正概要 1 年分	
1	第 49 次改正／令和 5 年 3 月 31 日施行	
①	走行用前照灯の灯光色基準強化	解説 2
②	前部霧灯の灯光色基準明確化	解説 4
③	大型貨物自動車の側方に備える方向指示器の要件緩和	解説 4
④	運転支援プロジェクション表示可能に	解説 5
2	第 51 次改正／令和 5 年 9 月 1 日施行	
①	OBD 検査に係る取扱い等を規定（持ち込み検査時）	解説 6
②	「直前及び側方の視界」基準改正	解説 10
③	保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加	解説 13
2	OBD 検査について	
1	OBD 検査の概要	解説 13
2	OBD 検査導入のスケジュール	解説 16
3	OBD 検査の実施概要	解説 17
4	OBD 検査システムへの登録	解説 18
5	OBD 検査の開始にあたり準備するもの	解説 21
6	OBD 検査と OBD 確認（特定 DTC 照会アプリ）	解説 22
7	特定 DTC 照会アプリの使用方法	解説 24
8	指定工場における完成検査時の OBD 検査の流れ	解説 25
9	指定工場の変更届出（令和 6 年 9 月 30 日まで）	解説 27
3	点検基準の改正（令和 5 年 7 月 1 日以降）	
1	定期点検項目「点火時期」及び「ディストリビュータキャップの状態」取扱い変更	解説 27
2	OBD を活用した点検方法の導入	解説 28
4	高圧ガスの燃料装置に係る点検項目の追加（令和 5 年 12 月 21 日以降）	
1	点検基準の改正と記録簿の記載	解説 29
2	高圧ガスの燃料装置等の点検方法	解説 31

1 第49次改正 / 令和5年3月31日施行

① 走行用前照灯の灯光色基準強化

- 従来、平成17年12月31日以前に製作された自動車について、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。」と規定されていた。
- 今回、平成17年12月31日以前に製作された自動車について、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、**同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む**全てが同一であること。」と赤字の文言が追加された。

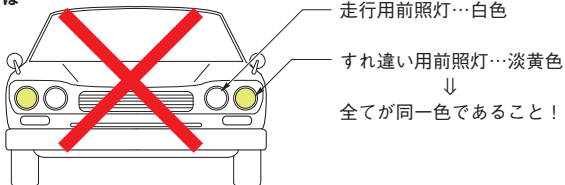
▶ この改正によりどうなる？

- 従来、すれ違い用前照灯が淡黄色であり、走行用前照灯が白色である自動車も見受けられた。
- 改正により、走行用前照灯点灯時にすれ違い用前照灯が点灯している場合は全て同一色であることが明確化された。

従前は…



今後は…



■本書について

審査規程第 55 次改正（令和 6 年 2 月 1 日）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和 6 年 2 月 1 日施行の第 55 次改正までを収録しています。このため、審査規程第 56 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正内容の概要を掲載していく予定です。

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。

〔除外自動車〕

◎小型二輪自動車及び軽二輪自動車

※公論出版「二輪自動車検査ハンドブック」参照。

◎三輪自動車

◎カタピラ及びそりを有する軽自動車

◎最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車

◎最高速度 20km/h 未満の自動車

◎幅 0.8m 以下の自動車

また、製作時期については、おおむね平成元年以降の自動車を対象としています。昭和以前の自動車については、公論出版発行の「自動車検査ハンドブック～昭和編～」をご覧ください。

■目次

最近の主な審査事務規程の改正 _____ 10

第Ⅰ章

テスト等による機能維持確認

1. かし取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）	— 15
2. 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）	— 16
3. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	— 21
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計又は音量計）	— 23
▪ 別添 9 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）	35
▪ 別添 10 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）	40
5. CO・HC の濃度（CO・HC テスタ）	— 47
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	— 49
▪ 別添 11 無負荷急加速時に排出される 排出ガスの光吸収係数の測定方法	— 53
▪ 別添 12 無負荷急加速黒煙の測定方法	— 57
7. 前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）	— 60
▪ 整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降 製作車の前照灯検査の取扱いについて（通達）	— 74
▪ 前照灯審査（ロービーム計測）の過渡期取扱いの見直し	— 79
8. 灯火器の灯光色（色度座標測定機器）	— 80
▪ 測定機器による灯光の色の測定方法	— 80
9. 警音器の音の大きさ（騒音計又は音量計）	— 88
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	— 91
11. サイレンの音の大きさ（騒音計又は音量計）	— 92
12. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し （検査用スキャンツール）	— 93

第Ⅱ章 保安基準 / 審査事務規程

総則

第1条 / 1 - 3 用語の定義	97
第1条の2 / 1 - 5 燃料の規格	122
第1条の3 / 4 - 18 破壊試験	122

大きさ関係

第2条 / 8 - 2 長さ、幅及び高さ	125
第3条 / 8 - 3 最低地上高	132
第4条 / 8 - 4 車両総重量	139
第4条の2 / 8 - 5 軸重及び輪荷重	139
第5条 / 8 - 6 安定性	142
第6条 / 8 - 7 最小回転半径	144
第7条 / 8 - 8 接地部及び接地圧	146

原動機・シャシ関係

第8条 / 8 - 9 原動機及び動力伝達装置	147
第8条 / 8 - 10 速度抑制装置（スピードリミッタ）	150
第9条 / 8 - 11 走行装置	155
第10条 / 8 - 12 操縦装置	163
第11条 / 8 - 13 かじ取装置	169
第11条の2 / 8 - 14 施錠装置	173
第12条 / 8 - 15 トラック・バスの制動装置	174
第12条 / 8 - 16 乗用車の制動装置	184
第12条 / 8 - 18 大型特殊自動車の制動装置	186
第12条 / 8 - 19 被牽引自動車の制動装置	187
第12条 / 8 - 20 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	190
第13条 / 8 - 21 連結車両の制動装置	193
第14条 / 8 - 22 緩衝装置	197
第15条 / 8 - 23 燃料装置	199

第17条／8-25	高圧ガスの燃料装置	202
▪	継続検査とガス容器等再試験（編集部）	217
▪	容器再検査の期間（容器保安規則 抜粋）	227
第17条の2／8-26	電気装置	229
第17条の2／8-27	サイバーセキュリティシステム 及びプログラム等改変システム	231

車体関係

第18条／8-28	車枠及び車体	232
第18条／8-29～34	車枠及び車体（衝突時の保護性能）	254
第18条／8-35	車枠及び車体（車体表示）	256
第18条の2／8-36	巻込防止装置	259
第18条の2／8-37	突入防止装置	266
第18条の2／8-38	前部潜り込み防止装置	295
第19条／8-39	連結装置	300

室内関係

第20条／8-40	乗車装置	301
第21条／8-41	座席（運転者席）	304
第22条／8-42	座席	315
第22条の2／8-43	補助座席定員	324
第22条の3／8-44	座席ベルト	325
第22条の3／8-45	座席ベルト非装着時警報装置	332
第22条の4／8-46	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	337
第22条の5／8-47	年少者用補助乗車装置	339
第23条／8-48	通路	344
第24条／8-49	立席	346
第25条／8-50	乗降口	347
第26条／8-51	非常口	353
第27条／8-52	物品積載装置	356
第28条／8-53	高圧ガス運送装置	369

第 29 条／8 - 54	窓ガラス	—————	370
第 29 条／8 - 55	窓ガラス（貼付物等）	—————	378

騒音・排出ガス関係

第 30 条／8 - 56	騒音防止装置	—————	396
第 31 条／8 - 57・58	排出ガス発散防止装置（性能）	———	409
第 31 条／8 - 59	排出ガス発散防止装置（機能維持）	———	409
第 31 条／8 - 60～62	排出ガス発散防止装置（各種装置）		412
第 31 条／8 - 63	排出ガス発散防止装置（排気管）	———	415
第 31 条の 2／8 - 64	窒素酸化物排出自動車等の特例	———	419

灯火関係

第 32 条／8 - 65	走行用前照灯	—————	436
第 32 条／8 - 66	すれ違い用前照灯	—————	439
第 32 条／8 - 67	配光可変型前照灯	—————	443
第 32 条／8 - 68	前照灯照射方向調節装置	—————	447
第 32 条／8 - 69	前照灯洗浄器	—————	447
第 33 条／8 - 70	前部雾灯	—————	448
第 33 条／8 - 71	前部雾灯照射方向調節装置	———	452
第 33 条の 2／8 - 72	側方照射灯	—————	452
第 33 条の 3／8 - 73	低速走行時側方照射灯	———	455
第 34 条／8 - 74	車幅灯	—————	457
第 34 条の 2／8 - 75	前部上側端灯	—————	463
第 34 条の 3／8 - 76	昼間走行灯	—————	466
第 35 条／8 - 77	前部反射器	—————	469
第 35 条の 2／8 - 78	側方灯	—————	471
第 35 条の 2／8 - 79	側方反射器	—————	479
第 36 条／8 - 80	番号灯	—————	486
第 37 条／8 - 81	尾灯	—————	487
第 37 条の 2／8 - 82	後部雾灯	—————	490
第 37 条の 3／8 - 83	駐車灯	—————	493

第 37 条の 4 / 8 - 84	後部上側端灯	496
第 38 条 / 8 - 85	後部反射器	499
第 38 条の 2 / 8 - 86	大型後部反射器	501
第 38 条の 3 / 8 - 87	再帰反射材	506
第 39 条 / 8 - 88	制動灯	515
第 39 条の 2 / 8 - 89	補助制動灯	520
第 40 条 / 8 - 90	後退灯	525
第 41 条 / 8 - 91	方向指示器	531
第 41 条の 2 / 8 - 92	補助方向指示器	543
第 41 条の 3 / 8 - 93	非常点滅表示灯	544
第 41 条の 4 / 8 - 94	緊急制動表示灯	548
第 41 条の 5 / 8 - 95	後面衝突警告表示灯	549
第 42 条 / 8 - 96	その他の灯火等の制限	549
▪ 別添 13	灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	560
▪ 第 32 ~ 41 条	灯火等の性能と取付に関する共通基準	576
▪ 路肩灯		578
▪ 灯火の光度測定例 (編集部)		580
警音器・後写鏡・速度計 他		
第 43 条 / 8 - 97	警音器	582
第 43 条の 2 / 8 - 98	非常信号用具	583
第 43 条の 3 / 8 - 99	警告反射板	584
第 43 条の 4 / 8 - 100	停止表示器材	584
第 43 条の 5 / 8 - 101	盗難発生警報装置	584
第 43 条の 6 / 8 - 102	車線逸脱警報装置	586
第 43 条の 7 / 8 - 103	車両接近通報装置	587
第 43 条の 8 / 8 - 104	事故自動緊急通報装置	589
第 43 条の 9 / 8 - 105	側方衝突警報装置	590
第 44 条 / 8 - 106	後写鏡等	592
第 44 条 / 8 - 107	直前及び側方の視界 (直前直左鏡)	598

第 44 条の 2 / 8 - 108	後退時車両直後確認装置	—————	608
第 45 条 / 8 - 109	窓ふき器等	—————	613
第 46 条 / 8 - 110	速度計等	—————	614
第 46 条の 2 / 8 - 110 の 2	事故情報計測・記録装置	——	616
第 47 条 / 8 - 111	消火器	—————	618
第 47 条の 2 / 8 - 112	内圧容器	—————	620
第 48 条 / 8 - 113	自動運行装置	—————	621
第 48 条の 2 / 8 - 114	運行記録計	—————	623
第 48 条の 3 / 8 - 115	速度表示装置	—————	624
第 49 条 / 8 - 116	緊急自動車	—————	626
第 49 条の 2 / 8 - 117	道路維持作業用自動車	——	626
第 49 条の 3 / 8 - 118	自主防犯活動用自動車	——	627
第 50 条 / 8 - 119	旅客自動車運送事業用自動車	——	628
第 50 条の 2 / 8 - 120	ガス運送容器を備える自動車等		639
第 51 条 / 8 - 121	火薬類を運送する自動車	—————	642
第 52 条 / 8 - 122	危険物を運送する自動車	—————	643
第 53 条 / 8 - 123	乗車定員	—————	645
第 53 条 / 8 - 124	最大積載量	—————	647
第 54 条 / 8 - 125	臨時乗車定員	—————	649
第 55 条	基準の緩和	—————	650

1. 自動車部品を装着した場合の取扱い	653
2. 不適切な補修等（保安基準に適合しない補修等）	661
3. 自動車登録番号標等の表示位置及び方法について	665
4. 自動車検査場における秩序維持等	670
5. 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）	674
6. 製作年月日	675
7. 自動車検査時の書面の提出または提示	676
8. 特種用途自動車の審査	679
9. 自動車検査証等の記載・記録事項	682
10. 用途区分通達	691
11. 関東1都3県 PM 排出規制	695
12. 兵庫県 NOx・PM 排出規制	698
13. 大阪府流入車規制	698
14. 排出ガス規制の識別記号	699
15. 保適が交付できる中古新規&予備検査	713
16. 自動車の種別	714
17. 特定整備事業の対象自動車	716
18. 点検基準と検査証有効期間	717
19. シビアコンディションの判定例	720
■索引	721

※令和5年版まで収録していた「タイヤの適用リム・負荷能力」及び「横滑り量の例外的取扱い車両一覧」については、新たに「自動車検査ハンドブック別冊 技術情報」に収録している。

最近の主な審査事務規程の改正

※令和5年版自動車検査ハンドブック発刊後の改正（第49～55次改正）については、口絵参照。

■第46次改正／令和4年10月28日施行

①不適切となる保護棒・保護仕切の明確化

車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのものについては不適切な補修に該当（抵触）するとされ、不適合となることが明確化された。

②リヤ・オーバハング基準緩和

平成30年2月施行の第16次改正において、追突衝撃緩和装置を備えた道路維持作業用自動車のリヤ・オーバハングについて緩和措置がとられた。第46次改正により、物品積載装置の後部にクレーン等を備えた自動車についても同様の緩和が行われた。

③排出ガス SPN 規制開始

CO（一酸化炭素）、HC（炭化水素）、NO_x（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）に続き、自動車から排出される粒子状物質の粒子数（SPN：Solid Particle Number）の基準が追加された。

④側方灯及び側方反射器の取付要件緩和

平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える側方灯もしくは側方反射器であって、最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内であることが求められていたが、セミトレーラについては自動車の前端から4m以内であればよいと緩和された。

⑤自主防犯活動用自動車の防犯灯・点滅方式の基準緩和

自主防犯活動用自動車の防犯灯については光源が点滅するものは基準不適合とされていたが、光源自体の点滅であってもよいと緩和された。

■第 43 次改正／令和 4 年 3 月 29 日施行**①事故情報計測・記録装置装備義務化**

新型車については令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された乗車定員 9 人以下の乗用自動車等について、事故情報計測・記録装置、通称 EDR (Event Data Recorder) の装備が義務化された。

②無負荷急加速黒煙の測定簡素化

無負荷急加速黒煙の規制値に応じ、測定値が一定値内にあるときは、1 回目もしくは 2 回目の測定で検査を終了することができることとなった。

■第 42 次改正／令和 4 年 1 月 31 日施行**①「後退時車両直後確認装置」基準新設**

新型車であれば令和 4 年 5 月 1 日以降、継続生産車であれば令和 6 年 5 月 1 日以降に製作された自動車（詳細は省略）には、後方 0.5m 及び 1.35m の部分、並びに後方 3.5m に位置する障害物を確認することができる後退時車両直後確認装置の装備が義務付けられた。

②後部霧灯の取付高さ緩和

従来、平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車の後部霧灯の上縁の高さは 1m 以下である事が求められていたが、改正により集合式（灯器が他の灯火等と共通）のものは地上 1.2m 以下であってもよいとされた。

③側方照射灯の取付基準緩和

第 39 次改正において、クレーンブーム等については自動車の前端に含めないと改正されたところである。今回新たに特種用途自動車のウインチ等についても、自動車の前端に含めないものとされた。（第 39 次改正②参照）。

④圧縮水素ガスを燃料とする自動車の車体表示義務化

圧縮水素ガスを燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車には、その旨を表示することが義務付けられた。

継続検査とガス容器等再試験（編集部）

▷指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

★編注：用語について

「ガス容器等再試験」細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験。従来の容器再検査に該当。

■高圧ガスの燃料装置に係る検査方法の変更

- ◎高圧ガスを燃料とする自動車のガス容器等については、国土交通省が主管となる「道路運送車両法」及び経済産業省が主管となる「高圧ガス保安法」の2つの法令により規制されていた。
- ◎容器再検査までの期間が検査日以前の場合、具体的には、次のような工程を経て保適等を交付する必要があった。
 - ①「高圧ガス保安法」に基づく容器再検査を行う。
 - ②「道路運送車両法」に基づき継続検査を行う。
- ◎しかし、高圧ガス保安法等の改正により、CNG、LNG 及び CHG を燃料とする自動車のガス容器等については、上記①及び②の項目が道路運送車両法を基とする「保安基準」に一元化されることとなった。
- ◎LPG についての容器再検査は従来どおりであるが、今般の点検基準の改正により点検項目が増えていることに注意を要する。

■指定整備（編集部）

- ◎指定工場は、点検に係るすべての整備を行うべきことが求められている。
- ◎今回の「高圧ガスの燃料装置に係る検査方法の変更」においても、その大前提は変更されていない。
- ◎従って、指定工場が高圧ガスを燃料とする自動車（LPG を除く）について指定整備を行う場合、「点検」を行った上で、ガス容

◎自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

①乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る）

※平成29年7月25日以前に製作された自動車（平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車、新型届出及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く）については、①の（ ）内の規定は適用しない。

②車両総重量3.5トンを超える貨物自動車

③緊急自動車

④患者輸送車及びキャンピング車

⑤大型特殊自動車及び小型特殊自動車

⑥幼児専用車（幼児用座席は除く）

⑦乗車定員10人の福祉タクシー車両

⑧乗車定員10人以上（立席を有するものを除く）であって車両総重量10トンを超える自動車（横向きに備えられた座席であってUN R80-03に適合するものに限る）

※平成29年7月25日以前に製作された自動車（平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車、新型届出及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く）については、上記⑥～⑧の規定は適用しない。

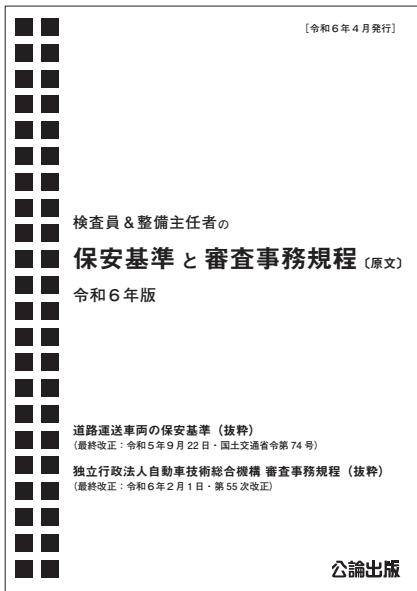
[適用関係の整理]

◎平成24年7月21日以前に製作された乗用自動車、および平成28年7月21日以前に製作された貨物自動車（平成26年7月22日以降に型式の指定を受けた自動車を除く）にあつては、上記横向き座席不可の規定は適用しない。

自動車の種別	製作年月日	
乗車定員10人未満の乗用自動車	～ H24. 7. 21 横向き可	H24. 7. 22～ 横向き不可

■ご案内①

- ◎本書は、保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。疑義等が生じた場合、必ず保安基準及び審査事務規程の原文を確認して下さい。
- ◎保安基準及び審査事務規程の原文については、公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」を是非ご活用下さい。



◆「保安基準と審査事務規程〔原文〕 令和6年版」について

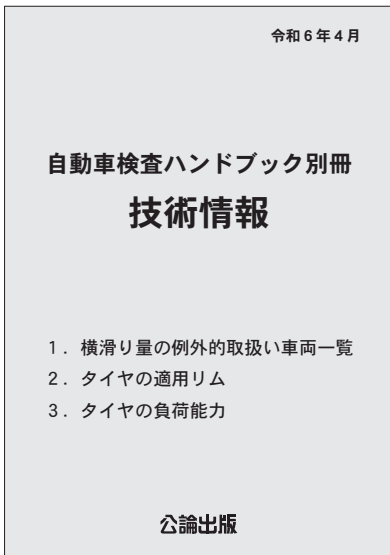
◎毎年4月1日にハンドブックとあわせて発売。保安基準と審査事務規程の原文を収録したものです。

◎体裁：A4版／本文900P（予定）

◎定価：定価3,000円（税込）／送料500円

■ご案内②

- ◎自動車検査ハンドブック令和5年版まで収録していた技術情報（タイヤの適用リムや横滑り量の例外的取扱い車両など）については、別冊（別売）にいたしました。



◆「自動車検査ハンドブック別冊 技術情報」について

- ◎自動車検査ハンドブックに収録していた下記の内容を移行しました。

- ①横滑り量の例外的取扱い車両一覧
- ②タイヤの適用リム
- ③タイヤの負荷能力

◎体裁：B6版（ワイド版と同様）／本文200P（予定）

◎予価：880円（令和6年4月1日発売予定）

自動車検査ハンドブック
令和6年版

■発行日 令和6年4月1日

■定 価 2,200円（税込み）

■発行所 株式会社 公論出版